

板橋区立学校等防犯カメラ設置要綱

平成18年8月22日
教 育 長 決 定

(目 的)

第1条 この要綱は、幼児・児童・生徒の安全確保及び安全管理の徹底を図るため、区立幼稚園、小学校、中学校及び天津わかしお学校（以下「学校等」という。）に防犯カメラシステムを整備・運用するにあたって板橋区防犯カメラ運用基準（平成16年3月24日区長決定）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱でいう「防犯カメラシステム」とは、犯罪防止のため、学校等への不審者の侵入防止等（以下「防犯等」という。）を目的に、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するものをいい、これらの機器を接続するために必要な機器、ケーブル類及び制御用のソフトウェア類を含む。

(防犯カメラ管理責任者の設置)

第3条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、校長をもってあてる。

2 管理責任者を補佐するため、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き、副校長をもってあてる。

(標準機器構成)

第4条 学校等に整備する防犯カメラシステムの標準機器構成は、[別表1](#)のとおりとする。

(カメラの設置場所と映像)

第5条 防犯カメラは、受付出入口、通用口、校庭、校舎裏等不審者等の進入を監視、記録でき、かつ、防犯等に効果の高い敷地内の場所に設置する。

2 防犯カメラの標準設置場所は、[別表2](#)のとおりとする。

3 防犯カメラの映像は、受付出入口においては、顔が識別できる程度の画像を標準とする。

4 学校敷地以外の場所を通行するものなどのプライバシーに配慮する。

5 防犯カメラ撮影対象区域の見やすい場所に、管理責任者等の氏名及び防犯カメラを設置している旨のプレート表示を行う。

(映像表示装置の設置場所)

第6条 映像表示装置（以下「モニター」という。）は、監視及び施錠管理が可能な職員室、主事室に原則として設置する。

2 専任受付員が配置されている場所には、モニターの移動設置が可能となるよう配

線等をする。

(映像記録装置の設置場所と記録の保存)

第7条 映像記録装置(以下「レコーダー」という。)は、職員以外の立ち入りを制限できる職員室に原則として設置し、かつ、什器に固定するなど盗難防止に努める。

2 記録の保存期限は、1週間とし、期限後自動的に上書き消去する。

3 記録装置のデータは、改ざんをしてはならない。

4 映像及び記憶媒体の操作等は、管理取扱者が行い、また、保守点検等を行うときは、他の職員と複数で立ち会う。

(個人情報の保護)

第8条 管理責任者は、映像の外部漏えい等を防止し、管理責任者の許可のないレコーダー等の持ち出しをしてはならない。

2 映像及び記録内容は、原則公開してはならない。

3 管理責任者は、本人からの映像の開示の求めがあったときは、教育総務課長に報告し、協議しなければならない。

4 本人の同意及び法令に規定がある場合は、第三者に記録提供をすることができるが、あらかじめ教育総務課長と協議しなければならない。

(モニター監視、訓練等の実施)

第9条 校長は、モニター映像による監視について、全ての教職員に習慣づけの指導を行う。

2 校長は、防犯カメラによる侵入者発見時の校内連絡体制を整備する。

3 校長は、防犯カメラを利用した児童等の避難訓練を年1回以上実施する。

付 則

この要綱は、平成18年10月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

別表1 防犯カメラシステム標準機器構成

分類	数量	備考
①カメラ（映像撮影装置）	4台	屋外用
②レコーダー（映像記録装置）	1台	タイマー記録・自動上書き
③モニター（映像表示装置）	2台	ほか1か所へ移設可能とする。
④その他機器等 ①から③の機器を接続するために必要な機器、配線類、その他防犯カメラシステムの構成に付随する機器		レコーダー、モニターの収納等 什器は含まれていません。

○カメラの増設は、想定していません。

○設置機器は、各学校で備品登録を行います。

別表2 防犯カメラ標準設置場所

